

## 使用貸借契約書(案)

貸主（一社）隠岐の島町観光協会（以下、「甲」という。）と、借主 ○○○○○（以下、「乙」という。）は、以下の条件で使用貸借契約を締結することで合意した。

第1条 甲は乙に対し、下記自転車（以下、「本件自転車」という。）を必要時に貸与し、乙はこれを借受けた。

- ① メーカー パナソニック
- ② 車種 BE-ELHC539Y(390mm、色サンゴールド)
- ③ 型式 e-bike ジェッター 2台
- ④ 付属品 バッテリー充電器 2台(ジェッター型 1台、XU1 型1台)  
予備バッテリー4個(ジェッター型 2個、XU1 型 2個)  
ヘルメット 2個

第2条 本件使用貸借の期間は、令和5年〇月〇日から開始する。ただし、甲は乙に対し、1か月前に予告をすることで本件契約を解除することができる。

第3条 乙は、本件自転車を観光アクティビティに関する事以外の目的に使用してはならない。

第4条 甲は自賠責保険及び任意保険への加入、並びに自転車検査登録に必要な費用を負担する。

第5条 甲は、自己の費用をもって、本件自転車についての日常の点検・修理を行うとともに、その他本件自転車の運行に通常必要な費用の一切を負担する。ただし、1台1件当たり20,000円以上の点検・修理費用が発生した場合には甲がその費用の全てを負担する。また、修理期間中は甲より乙に対して代用者を無償で貸渡すものとする。

第6条 乙の過失による本件自転車の汚破損・滅失や、その他甲への損失が生じる案件については乙が必要な費用の一切を負担する。

第7条 乙は本件自転車の貸出料金を自ら設定してもよいが、下記を貸出料金の下限とする。

- (1) 3時間料金: 2,600円(レンタサイクル傷害保険料 200円込)
- (2) 1日料金: 5,000円(レンタサイクル傷害保険料 200円込)
- (3) 2日料金: 7,700円(レンタサイクル傷害保険料 400円込)

第8条 乙は甲に対し、本件自転車の貸出につき e-bike の売上の 20% の貸出料を月末締め翌月末にて支払う。

第9条 貸与中の事故に関して、甲は一切の責任を負わないものとする。

第10条 乙が本件契約の一つにでも違反したときは、甲は、何らの催告なくして本件契約を解除することができる。

第11条 本件自転車の借受けが終了した時は、乙は本件自転車を自己の費用をもって、甲の指定する場所に持参し、かつ、本件契約に基づき借受けたときの状態にして甲に引渡す。

第12条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙は署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

令和5年〇月〇日

貸主(甲) 住所 島根県隠岐郡隠岐の島町中町目貫ノ四 61  
氏名 一般社団法人 隠岐の島町観光協会  
会長 池田 高世偉

借主(乙) 住所  
氏名